小山町地域建設業経営強化融資制度事務取扱の流れ

2026.4.1～

融資申込

①融資相談・申込（工事出来高 50%以上になった日以降）

◆建設業者・事業協同組合又は認定民間事業者（以下「認定民間事業者等」）

・融資を受けるために認定民間事業者等の融資取扱窓口に相談

・融資の申込（債権譲渡契約証書の取り交わし）

↓

債権譲渡承諾申請

②債権譲渡承諾申請

◆◇建設業者・小山町（以下「総務課」）

・建設業者は、総務課に下記書類を添付して債権譲渡承諾申請を行う
債権譲渡承諾依頼書（様式第２号）、債権譲渡契約証書の写し、工事履行報告書（様式第１号）、建設業者及び債権譲渡先の印鑑証明書、場合より当該譲渡に関する保証人等の承諾書

↓

債権譲渡承諾

③債権譲渡承諾

◇総務課

・申請の内容を確認後、承諾の場合は債権譲渡承諾書（様式第３号）を交付

・債権譲渡承諾依頼書（様式第２号）の写しと債権譲渡承諾書（様式第３号）の写しを工事担当課・会計収納課へ送付

・債権譲渡整理簿（様式第４号）により債権譲渡の申請、承諾状況を管理

・不承諾の場合は債権譲渡不承諾通知書（様式第５号）を交付

↓

債権譲渡

④債権譲渡（承諾書受領後）

◆建設業者

・債権譲渡承諾書（様式第３号）を認定民間事業者等の融資取扱窓口に提出

↓

資金調達

⑤融資資金の調達

◆認定民間事業者等

・出来高査定後、建設業者と金銭消費貸借契約書を結ぶ

・金融機関から融資資金を調達

↓

融資実行・報告

⑥融資実行・総務課への報告

◆認定民間事業者等

・建設業者へ融資を実行する

・融資後、建設業者との連署にて総務課に融資実行報告書（様式第８号）を提出

↓

工事代金の支払

⑦工事代金の支払

◇工事担当課

・完成検査後に完成工事代金を工事請負代金請求書（様式第７号）により認定民間事業者等へ支払う

↓

工事残余金の支払

⑧工事残余金の支払（精算）

◆建設業者・認定民間事業者等

・認定民間事業者等は建設業者へ金利手数料などを控除し工事残余金の支払う